

『一般社団法人 日本透析医学会専門医制度規則の一部改正 新旧対照表』

現 行	改 正
一般社団法人日本透析医学会専門医制度規則	一般社団法人日本透析医学会専門医制度規則
<p>第8条 専門医は次の各項の資格をすべて満たす者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 省略 2) 省略 3) 省略 4) <u>本学会年次学術集会出席ならびに業績について30単位を満たしていること。</u> 5) 省略 6) 省略 	<p>第8条 専門医は次の各項の資格をすべて満たす者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 省略 2) 省略 3) 省略 4) <u>専門医制度規則施行細則に示される業績基準を満たしていること。</u> 5) 省略 6) 省略
<p>第11条 専門医の更新は次の各項の資格をすべて満たす者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 省略 2) 省略 3) <u>当該認定期間5年のうちに別表に定められた所定単位を取得していること。</u> 4) 省略 5) 省略 6) 省略 	<p>第11条 専門医の更新は次の各項の資格をすべて満たす者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 省略 2) 省略 3) <u>当該認定期間5年のうちに、専門医制度規則施行細則に示される業績基準を満たしていること。</u> 4) 省略 5) 省略 6) 省略
<p>第22条 指導医は専門医として登録されている者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 省略 2) 省略 3) 省略 4) 省略 5) <u>申請時より過去5年間に於いて、本学会年次学術集会出席ならびに業績について60単位を満たしていること。</u> 6) 省略 	<p>第22条 指導医は専門医として登録されている者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 省略 2) 省略 3) 省略 4) 省略 5) <u>申請時より過去5年間に於いて、専門医制度規則施行細則に示される業績基準を満たしていること。</u> 6) 省略
<p>第24条 指導医の更新は次の各項の資格をすべて満たす者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 省略 2) 省略 3) 省略 4) <u>当該認定期間5年のうちに別表に定められた所定単位を取得していること。</u> 5) 省略 6) 省略 7) 省略 	<p>第24条 指導医の更新は次の各項の資格をすべて満たす者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 省略 2) 省略 3) 省略 4) <u>当該認定期間5年のうちに専門医制度規則施行細則に示される業績基準を満たしていること。</u> 5) 省略 6) 省略 7) 省略

現 行	改 正
<p>附則 社団法人日本透析医学会認定医制度規則（平成2年7月7日制定）は廃止する。</p> <p>この規則は、平成15年6月19日理事会、評議員会で承認</p> <p>平成16年4月1日から適用する。</p> <p>この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>この規則は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>この規則は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>この規則は、平成24年9月3日から施行する。</p> <p>この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>この規則は、平成25年6月20日から施行する。</p> <p>この規則は、平成26年6月12日から施行する。</p> <p>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>この規則は、平成27年12月4日から施行する。</p> <p>この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>この規則は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>この規則は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2020年度受験申請をし適格と判断された者が学会の都合により2021年度に試験を実施し、その試験を受験し合格した者は2021年4月から2022年3月の期間は専門医として認定されたものとみなす。</p> <p>この規則は、令和2年6月11日から施行する。</p>	<p>附則 社団法人日本透析医学会認定医制度規則（平成2年7月7日制定）は廃止する。</p> <p>この規則は、平成15年6月19日理事会、評議員会で承認</p> <p>平成16年4月1日から適用する。</p> <p>この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>この規則は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>この規則は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>この規則は、平成24年9月3日から施行する。</p> <p>この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>この規則は、平成25年6月20日から施行する。</p> <p>この規則は、平成26年6月12日から施行する。</p> <p>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>この規則は、平成27年12月4日から施行する。</p> <p>この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>この規則は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>この規則は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2020年度受験申請をし適格と判断された者が学会の都合により2021年度に試験を実施し、その試験を受験し合格した者は2021年4月から2022年3月の期間は専門医として認定されたものとみなす。</p> <p>この規則は、令和2年6月11日から施行する。</p> <p><u>この規則は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>